８　防災対策及び災害発生時の対応

近年、台風の接近や上陸、集中豪雨、大規模地震等による自然災害が多発している中で、自然条件の厳しい農山漁村は自然災害に脆弱であり、発電設備の設置に当たっては、気象条件や土地条件、既設の建造物や土木構造物等を利用する場合はその耐久性や健全性を十分に把握した上で、関係する法令や基準に合致したものとする。

また、災害発生のリスクを想定した対応をあらかじめ定めておくことが望ましい。

特に、営農型太陽光発電設備では、設備の損壊等による下部の農地や周辺への第三者への損害に対応する保険への加入や自己資金での対応等により、当該損害に適切な対応を行えるようにしておくものとする。

９　再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する留意事項

（略）

なお、当該撤去に係る費用については、ＦＩＴ制度における調達価格及びＦＩＰ制度における基準価格の算定において、発電設備の廃棄費用がその算定根拠に含まれていることも踏まえ、適正な額を算定するものとする。

また、営農型太陽光発電設備に係る設備整備計画の認定の申請にあっては、撤去するのに要する費用を営農型太陽光発電設備の設備整備者が負担することを誓約する旨を記載した書面を設備整備計画に添付するものとする。

10　（略）

○経済産業省告示第百三十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第二号の二、第二号の四、第二号の六関係） 一～五十二　（略） 五十三　プログラムであって、次のいずれかに該当するもの イ・ロ　（略） ハ　関税定率法別表第八四・五六項、八四・五七項、第八四・五八項、第八四・五九項、第八四・六〇項、第八四・六一項、第八四・六二項、第八四・六三項、第八四・六四項又は第八四・六五項に該当する貨物の数値制御に用いられるもの（第二十九号又は第四十五号に掲げるものを除く。）	**別表第一**（第二号の二、第二号の四、第二号の六関係） 一～五十二　（略） 五十三　プログラムであって、次のいずれかに該当するもの イ・ロ　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和八年十月十六日から施行する。ただし、この告示による改正後の平成二十二年経済産業省告示第九十三号別表第一の第五十三号ハの規定については、この告示の施行の日以後に開始される役務取引について適用する。

その他告示

○内閣官房告示第三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年十月九日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁の庁舎

対象施設の敷地	東京都千代田区永田町一丁目六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区平河町二丁目、隼町、永田町一丁目及び二丁目、霞が関一丁目から三丁目まで、日比谷公園並びに内幸町二丁目 東京都港区西新橋一丁目及び二丁目、愛宕一丁目及び二丁目、虎ノ門一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六本木一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、赤坂一丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）